

役員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人京都保健衛生専門学校（以下「この法人」という。）の寄付行為第51条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 非常勤の役員 報酬 [会議用交通費 3,000円]

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。

(費用)

第5条 役員は別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(公表)

第7条 この法人は、この規定をもって、私立学校法第100条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附則

- 1 この規定は京都府知事の認可の日（令和2年4月1日）から施行する。

附則

- 1 この規定は一部改正し、2025年4月1日から施行する。